



第十七卷

第三號

(通卷第六十七號)

昭和七年七月發行

研 究

普奧戰役當時ビスマルクの外交に及ぼせる

プロシア後宮の影響

時野谷 常三郎

本篇に掲ぐるところは、昭和六年十一月二十一日の史學研究會大會に講演せるもの、大要を録せるものである。そして「二、ビスマルクの海權擴張策と後宮の影響」は史學研究第一卷第二號に掲ぐる「獨逸の海權とビスマルク」に比し多少の重複齟齬を免れぬのであるが、その齟齬するところは此を以て彼を匡すの意と解せられたく、切に大方の諒恕を乞ふ所以である。

一 プロシア後宮の勢力とビスマルク

抑も外交發達の順序よりして云はゞ、禁廷外交は其が當初に出現すべき形態たるは、誰人と雖も深

普奧戰役當時ビスマルクの外交に及ぼせるプロシア後宮の影響

第十七卷 第三號 三二五

く信じて疑はざる處であらう。さて此の禁廷外交と云へるは君王侯伯自らが外交の局面に當り、宮廷の官僚其の他が亦た之に與かり、他列強の君王との間に應酬、會盟、讌飲等を事とし、其の間に善く國際間の重要諸問題を解決し去らうとするものである。

時代は餘程下るが、十九世紀に至つて所謂國民外交の（今日の語を假りて曰はハブルジョアの國民外交の）漸く行はれんとする時勢に至つても、其の間尙ほ依然として禁廷外交の餘風の存するものあるを見るのである。

ビスマルク^①の回想録の第二卷に依ると、一八七六年の秋、獨逸から露都に遣はされてゐた大使館附武官フォン・ウエルデル將軍 (General von Werder) から露帝アレキサンドル二世の委囑に依り、外交上重要な問題に就きビスマルクに質問に及んだと云ふことが記されて居り、尙ほ其の折のビスマルクの意見に、「斯かる問題を或る政府から他の政府に質問に及ぶ場合、其の質問をなす政府の執るべき正しき手段は、自國大使の手を経て、遠慮無く口上で他政府に質問をさするか、さ無くば主權者と主權者との直接の會見に依つて處置を着くべきである。」云々と云ふてゐるので、畢竟國民外交の盛ならんとする當時に於て、而も亦、ビスマルクの如き外交界の偉人でさへ、未だに全然禁廷外交の雰圍氣を脱し得ざりしことを想見し得るのである。

一八七〇年代に於てさへ、斯くの如き狀態であつたとするならば、普墮戰役前後の一八六〇年代は

尙更ら禁廷外交の弊竇を脱し得なかつたと推定し得るであらう。

禁廷外交の弊風が國民外交の此當時にも尙ほ殘存してゐた者とせば、特に君主の威力が、其の宰相大臣の行動をも掣肘するに至るは無論であるが、此の際特にプロシア王たるウイルヘルム一世の性格上の缺點が宰相ビスマルクに及ぼした影響をも考察するの必要がある。

抑もプロシア王ウイルヘルム一世は「ホーエンツォルレン」家の歴代の君主中稀に見るところの賢君たるは、プロシア史家の殆ど凡てが一致するところの定説である。そしてウイルヘルム一世並に其の宰相たるビスマルクの兩者は其の性格なり、將又、其の政見に於て一致するところのものが必しも尠く無いのは、是又、各方面に於て認められた定説と稱することが出来る。

即ち兩者共に理性的の見解や、剛毅沈着の精神に富み、更に兩者の何れもが保守的の傾向を備へ、加ふるにプロシア中心の民族統合即ち小獨逸主義を完成せんと企てた點に於ても大なる逕庭を認むるを要せぬのである。此の間の消息に就ては、ユスツレンクの本懐録 Bismarck: Die Gedanken u. Erinnerungen. やマーベルの獨逸帝國創建史 (von Schiel: Die Begründung des deutschen Reiches) を閲して之を知る、ことが出来る。

而かも事實、ウイルヘルム王の性格に何等か特殊の傾向の存在するものがあり、爲に兩者の融合を妨ぐる如きことは無かつたであらうか。更にまた王の宮廷内に斯かる弊害を生み出し得べき何等か他の因由を包藏するやうなことはなかつたであらうか。

勿論王は既述の如く理性的の判断には長じてゐたが、果してジーベルの論するがやう、「全然熱情に

走るがやうな缺點は、之を有せなかつた」であらうか。

吾人の見るところ王に於ては理性的と熱情的の兩傾向、換言すれば此の矛盾せる二つの性格が巧に其の按配を保つてゐたがやうに思はるゝ。

即ち次に提示せんとする「貴婦人の政略」*Damenpolitik*なる編著の傳ふところに依るも、彼の軍備擴張案の未だ解決されなかつた當時、王の焦燥煩悶は一段と甚しかつたものゝ如く、彼れビスマルクとバベルスベルグ *Babelsberg* の園囿に會見した際にも、王位辭退の決心を懷きつゝ會見に臨んだ位で、其の折、ビスマルクは何を措いても王は先づ、王位辭退に關せる文書は勿論、之に關係ある凡ゆる思想を放棄せねばならぬと要請し、漸く之を思ひ止まらしめたと云ふことが述べられてゐる。

尙ほ時代は餘程下るが一八七九年ビスマルクの發意に係る、獨墺二國同盟が締結されやうとした折同盟の目標として露西亞を置くことには何うしてもウイールヘルム王の賛成を得ることは出來ぬ。それは政略上の冷靜な判斷に基づくこと云ふよりも、寧ろ獨露兩國が縁親の關係に立つこと、露が獨佛戰役に中立を守つて呉れたに對し、恩義を忘じ兼ねること、此の二つの爲めに王は飽まで露を對象とする同盟には賛成の意を表することが出來ず、遂には露に對して不信の罪を重ねんより、寧ろ位を太子に讓らんには如かずと決心されたと云ふことが、大戰後、獨逸外務省から公にされた外交文書集大政略 *Die grosse Politik* に於て檢出することが出來る。最も此の際、皇太子フリードリヒや副宰相のストル

ベルグ伯 Stolberg, Graf の助言に依つて大要ビスマルクの意見を採用するに至つたことは、餘りにも善く知れ渡つた事實である。

今如上の諸例證に就いて考察するに、王は自説を主張する場合、可なりに熱烈な行動に走るがやうになつたのは争ふ可からざる事實であらう。

併し、斯かる場合にも諸臣僚の腹藏無き忠言を適度に考量し、的確な理性的判断に訴へて、巧に取捨按排するの妙諦を會得してゐたがやうに思はるゝ。

而かも斯かる場合プロシアに於て、忠諫良輔の必しも乏しく無かつたと云ふことは非常の幸福であつて、若しこれ無くんば王の感情的激越性は果して那邊に趣く可きやを容易に卜知することは出来ぬのであつた。

とは言へ、斯かる感情的激越性が一つの原因となつて、良々もすれば王とビスマルクとの間を阻隔せんとするに至つたことも決して尠くは無かつたやうに思はるゝのである。

尙ほ其の際、ウイルヘルム王の宮廷内に於ける特殊の事情がビスマルクの外交的行動を阻害するに至つたことも大に注目を要すべき事實であらう。

そして此に所謂宮廷内の特殊の事情とは「後宮の勢力」が即ち夫れであつたのである。

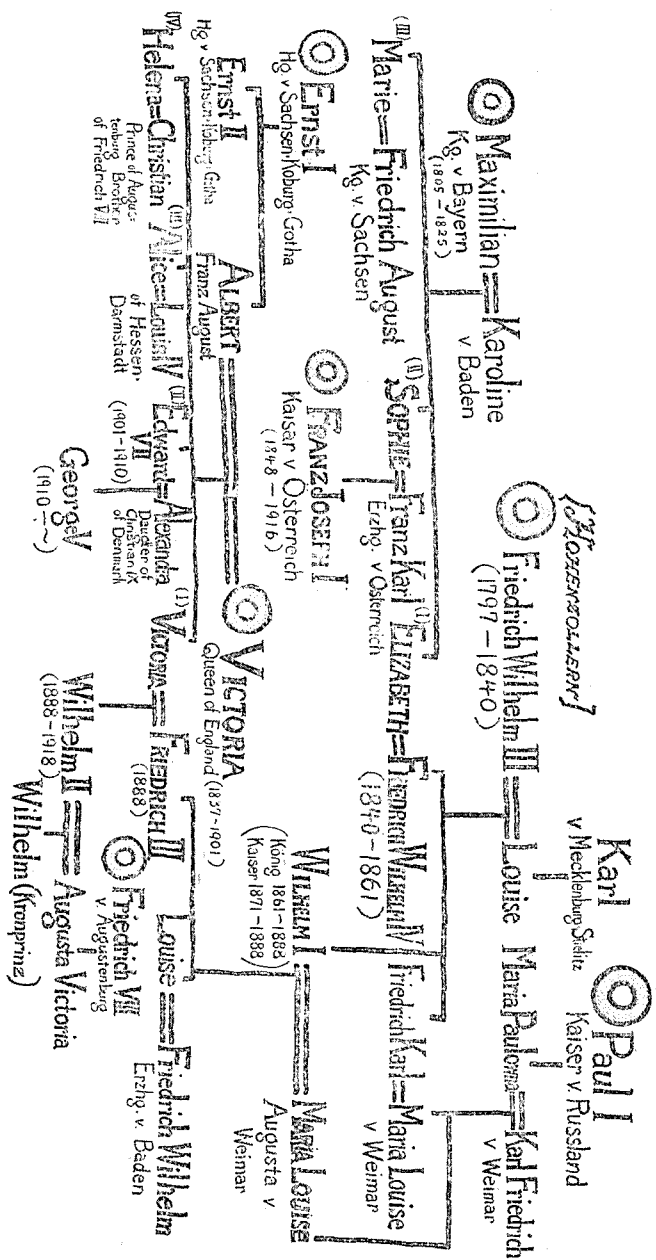
既に前にも述べたがやう、國民外交の當時、尙ほ且つ禁廷外交の餘風の殘存してゐた結果は、君主

及び宮廷の勢力がいと痛烈に宰相大臣に及ぶのは無論であり、特に君主の場合には之を差置くにせよ宮廷内に於ける後宮の勢力に至つては、決して之を軽々に看過し去る譯には行かぬ。

抑もウイールヘルム一世時代のプロシア後宮の狀勢を記したるものには、前にも一寸瞥見した「貴婦人の政略」、詳言せば「一八五〇—一八九〇年伯林廷に於ける貴婦人の政略」(Die Damenpolitik am Berliner Hof, 1850—1890.)と云ふのがあるが、こは一八九七年伯林に於て刊行されたものであつて、著者は匿名と云ふことになつてゐる。併し實際上伯林廷に大なる關係を有してゐた、「ジャーナリスト」且つは外交史家として「ビスマルクと佛蘭西」(Bismarck und Frankreich)なる名著を物せるロボルスキー Robolsky なる人物の編述に係かつてゐるのは、余の在歐中、其の方面の學者に就いて親しく聞糺したところの事實である。同書が大體上信憑し得べき材料に依り、殊に自ら目撃せりと覺しき宮廷内の祕事奇聞を録するにあつては、眞に興味津津たるものがある。

蓋し當時の外交は禁廷の祕密に屬するものが、可なりに多く存在してゐるので、雷々徒らに現存せる官文書等に依つてのみ攻究の歩を進むる譯には行かぬ。従つて如上の著述の如きは、優に斯かる方面の缺陷を補ひ、尙ほ餘あるを覺ゆるのである。

其の他、此の後宮方面の史料として看過すべからざる價值あるものは彼の有名なビスマルクの回想錄三卷「Bismarck: Gedanken und Erinnerungen. 3 Bde.」であり、ビスマルクの後宮に對する感想を



普墮戰役當時ビスマルクの外交に及ぼせるプロシア後宮の影響

處どころに漏らしてゐる。更にまたプロシアの後宮の狀勢を明かならしむる傍證としては「ヴィクトリア女皇書翰集二卷」Letters of Queen Victoria 1862-1878, 2 vols. に掲ぐるヴィクトリア女皇とプロシア王太子妃との往復の書信等がある。

「貴婦人の政略」に現れた、後宮勢力家の第一人は故のプロシア王フリードリヒ・ウイヘルム四世 Friedrich Wilhelm IV. の王后エリザベス Elizabeth である。(別表、系譜参照)

人も知るエリザベス后はバイエルン王マキシミアン一世 Maximilian I., König v. Baiern. の長女であつて、舊教國たるバイエルンに生れ而かも舊教的教育に育まれたる關係から(后はプロシアに嫁せる際、新教に改宗したものの、其の内心に浸潤せる舊教的信仰を捨てたか何うかは疑問である。)新教系の英國に親まんとするよりも寧ろ希臘正教のロシアに傾き、彼のクリミア戰役の際にも、夫君フリードリヒ、ウイヘルム四世を擁して親露排英政策を鼓吹したのは餘りに著名なる事實である。

此のエリザベスはサクソニヤ王マリエ Marie の姉であり、また墺帝フランツ・ヨゼフの母ゾフィエ Sophie の姉であり、爲に墺帝の實の伯母に當つてゐるのみならず、其の抱懐せる舊教的色彩から云ふても、オーストリアに親しむ態度を執るのは自然であり、普墺戰役當時のビスマルクの外交(小獨逸主義の根柢の上に立つ)に多大の妨害を興ふるに至るべきは容易く推想し得る次第であつた。

次に後宮の一勢力として考察の歩を進むべきは、ウイヘルム一世の王后たるアウグスタ Augusta,

Maria Louise である。

此のアウグスタ后はザクセン・ワイマル公フリードリヒ Friedrich, Karl von Sachsen-Weimar の一女であり、母はマリエ、パウロウナ Marie Paulowna と呼び露帝パウル一世 Paul I. の女であつた。

(別表系譜参照)

所謂ワイマルのミューズの朝廷 Musenhof に生れ文華の雰圍氣に浸つては心行くばかり、尙古、理想兩主義の教育を享受し、彼の一代の文豪たるゲーテや、有名な畫家マイエル Meyer の薰陶にも親んだと云はれてゐる。

廳がて一八二九年アウグスタはプロシア王フリードリヒ、ウイヘルム四世の弟ウイヘルム(後のプロシア王獨逸帝ウイヘルム一世)と目出度婚儀を執り結ぶに至つたのであるが、元來がワイマルの自由の空氣に教養された此の親王妃は其の夫君ウイヘルムと同じく、熱心な親英主義に傾き、自らロシア帝室の出自を有するにも係はらず、「最も辛辣な反露婦人」Die ärgste Russenfeindin として活躍するに至つた。

事情斯くの如くであるので、親露の主義を持って陰然プロシア政界の一中心であつた王后エリザベスとは、氷炭自ら相納れざるところのものがあつた、彼のクリム战役の折にも兩者相對立して互に交争を續けたのである。

勿論アウグスタは又、其の夫君に同じく小獨逸主義の大旗を振り翳して、普魯西中心のドイツの統

一を目指したのであるから、彼のオルミユツ屈従の當時に於てもアウグスタの憤激は意想の外に出で、「一八五〇年十一月三日に新興プロシアは顛つて了つた」と慨歎したことが「貴婦人の政略」に明記されてゐる。

アウグスタは一面斯かる熱烈な民族主義を標榜せるにも係はらず、一方に於ては如上の飽まで自由な高潔な精神を忘れず、自由な四海同胞的なところに其の政策の根柢を横へたのである。

勿論、彼レビスマルクとは其の小獨逸主義達成の企望に於て相一致するところのものが存在してゐたと云へ、其の自由的な高潔な政策に於て自づと相扞格するところが存在してゐたやうに思はるゝ。

彼のオルミユツの屈従前、プロシア外相として聲望可なりに隆んであつたシュライニッツ Schlieffen は、獨逸諸強互讓の主義を固執し、オーストリアに妥協の態度を執るの極めて有利なのを主張したのであるが、妃アウグスタはシュライニッツに對して可なりの信任を與へたものから、間接直接、彼れの親塊主義に感化を受け、其の標榜せる小獨逸主義も次第に其の威力を減少し去らんとするに至つた。

否な斯かる影響感化の及ぶところ、アウグスタの外交はビスマルクの夫れと、自らなる牴觸を來たし、夫れだけ彼の前王后ユリザベスとは政策上自ら、相交會するところを發見し得るに至つたのであ

尙ほ詳言せばアウグスタの標榜せる高潔自由な政策が、只管に實際的政策に猛進せる彼れビスマルクの趨くところに相衝擊するの止む無きに至つたのも、容易く推想し得る事象であらう。

最後に後宮の一大勢力と見做すべきはプロシアの王太子フリードリヒ(後の獨逸帝フリードリヒ三世)の妃ヴィクトリア Victoria である。

ヴィクトリアのプロシア王太子に婚嫁せる次第如何にと云ふに、一八五一年、當時尙ほ一箇のプロシアの親王に過ぎなかつたウイヘルム(王フリードリヒ、ウイヘルムヘルム四世の弟で一八五八年には攝政王となり一八七一年ドイツ帝となる)と其の妃は先にも云ふ如く親英的な自由の政策を高唱して止まず、遂に英女皇ヴィクトリア並に皇配アルバート親王の一女ヴィクトリアを納れて、ヰイヘルム夫妻の實子フリードリヒ、ウイヘルム(後の獨逸帝フリードリヒ三世)に女はすことになつたが、之れには當時の王后たるエリザベスが排英親露の政策を固持する爲め、中々に實現すべき望とても少なかつたのであるが、ウイヘルム夫妻の努力は遂に此の難關を突破して一八五五年目出度婚嫁の成立を見るに至つた。^①

斯かる婚儀に依つて誘發せられた英普兩國間の親交は、要するにプロシア親露黨の陣營に投せられた一箇の爆彈の如きであり、夫れだけ同黨の憤激痛憤は猛然たる氣勢を昂め、其の機關紙たる「クロイツァイツング」[Kreuzzeitung]、其の中樞たる宮廷黨[Kamaria]、さてはもと同黨に屬せる關係か

ら、オットー・フォン・ビスマルクの如き何れも該婚儀に對して反抗の態度を示し、以て親王嗣子妃たるヱイクトリアを困らせやうと計つた。

即ち「貴婦人の政略」所載の嗣子妃ヱイクトリアから實母たる英皇ヱイクトリアに宛てた書狀に『……誹謗は刻々に加はつて妾を苦むる。無實の言は妾の爲に捏造さる。妾は常に誤解を解き、虚妄を除くに努むべきのみ。「妾の恨を受くるは其の何故なるかを知らぬ。」(—ich erfahre nicht warum!)』云々と述べてゐるのは這般の消息を窺知せしむるに充分であらう。

尙ほプロシア親王嗣子妃ヱイクトリアは、ベルリンやポツダム方面に頑迷固陋な舊弊めきたるプロシア風の中々に盛んである^{やう}状態を見、尠なからず不快の感を懷いたと云ふことも「貴婦人の政略」の中に散見して居り、立憲的な英國の、自由な雰圍氣の中に育つて、高潔な公明な外交政策を目撃せるヱイクトリアにして斯かる感想を懷いたと云ふことも強ち不思議は無いやうに思はるゝ。

尙ほヱイクトリアの舅、ウイルヘルム親王が攝政の重職に就き、只策小獨逸主義の實現に肝膽を砕き、兵制改革軍國主義の確立に全力を注いで、自由的刷新を政策上第二位に置かんとするに至つては彌々嗣子妃ヱイクトリアの不平不満を助長するに至つたやうに想像せらるゝ。

更にプロシアに於ける是等の状態は妃の生父にして妃の立憲的訓養に畢生の力を致したアルバート親王 Prinz Albert の怒をも惹起し、同親王をして、一八六一年^(攝政ウイヘルム)の登極後^(ルムの登極後)ベルリンの知己に與へた

書狀で、「プロシアはドイツの先頭に立たんとするの要求を有するにも係はらず、其の態度に於てドイツ的ところが極めて尠ない。關稅同盟はプロシアの示し得た唯一のドイツ的な業績たるに過ぎない。プロシアはドイツを導いて自由の道程に至るでも無く、さればと云ふてドイツの要望せる憲政的發展の途上にも至らしめぬ。余は重ねて云ふ、廣汎な、自由な、高潔なプロシアの政策は對英政策の基礎、全獨霸權の基礎將た又プロシアに於ける軍事的榮譽の基礎である。」云々、斯くの如く言はしめてゐる。

斯かるアルバートの言がウイヘルヘルムの知るところとなつた以上、王の對英感情に著大の影響を及ぼし得べきは容易に想像し得るところであり、さなきだに其の保守的傾向に於て王と全然合致の趨勢を示せるビスマルク其の人と意氣全く相投合するに至つたのは毫も怪むを要せざる次第であらう。

さて新妃ヴィクトリアは一八六〇年十二月堂々たる大臣責任論の一篇を草し、^⑩之を生父アルバート親王に送つて其が批評を求め、一には之に依つてプロシア政界の一部に行はるゝ淺薄皮相の論議を匡正するところあらうとしたのである。

アルバートは直に返書を送つて其の立論の公正と措辭の明快なるを賞揚した。

恐らくは此の王太子妃の起草に係かる大臣責任論が、太子フリードリヒを共鳴させ、遂には國民の大部をも動かすに至つたことは容易に想像し得べき事實であらう。

さればこそ一八六三年五月プロシアの宰相ビスマルクが議會の反對をも顧みず、王ウイールヘルムを動かして斷乎軍備の擴張を行ふた際にも、進歩黨や穩和自由派は猛然たる攻撃をビスマルクに對して向くるやうになつたのであるが、此の當時に於ける王太子夫妻の憤懣はさこそ大なるものがあつたであらうと推測らるゝ。

聽がて同年六月ビスマルクは大に出版條例を嚴にし、苟も政府攻撃の態度を執る新聞紙には斷乎として制裁を加へたのであるが、此の際、太子フリードリヒは書を父王ウイールヘルムに送つて其の反省を促し、其の非立憲なることを咎めた。尙ほ其の後に至り、ダンチヒ Danzig の市長フォン・ウインテール von Winter の懇請に依り夫妻同伴同市を訪ひ太子自ら市の公會堂に立つて一場の演説を試み、大に政府の非違を詰り、問責餘すところが無かつたと言はるゝ。しかも當時の活躍も半ばは太子妃の激勵に基づけるものが極めて多かつたやうに推想せらるゝ。

即ち「ヱイクトリア女皇書翰集第一卷」^⑬に、太子妃より母ヱイクトリア女皇に宛てた書信を載せ、これに

「妾は夫君が一度公然と自己の感情を披瀝し、最近の政府の方策に對し何等の關與を有する無きを表明し得ることの必要なることを知了し、夫君をして演壇に立たしむるに、全力を盡して餘すところが無かつた。(I did all I could to induce Fritz to do so (to do a speech) knowing how necessary it

was that he could once express his sentiment openly and disclaim having any part in the last measures of the government.) 云々と述べてゐるのに依つても充分這般の消息を明かにすることが出来やう。

尙ほ如上述べられるところに依つても、如何に英國流の立憲自由主義がプロシア王太子妃を通じてプロシアに大なる波動を及ぼしたかと云ふことは、大要察知するに難からぬであらう。

そして斯かる影響は獨りプロシアの内政上と言はず、外交上にも亦多大の交渉を有するに至つたことは此の際容易に斷言し得るところである。

即ち先きにも述べたアルバート親王から、或る獨逸の知己に宛てた書翰に、「自由な高潔な政策は要するに凡ゆる外交政策の基調である」と云ふやうな意味合の見解を述べてゐるが、斯かる見解は又必ずや王太子妃を通じて太子をも動かせしなるべく、勿論太子は一面に民族主義、國家主義の影響をも受けてゐたのは事實であらうが、他方、國威を張り國權を擴張するに自由と平和の間之を行はねばならぬと云ふことを、深く／＼感知せしめられたことであらう。

されば彼のビスマルク一派が「國權は力なり」の主義に依つて、飽までも力に依るプロシア中心の民族統合を行ひ、國權の擴張を行はふとするに至つては、王太子夫妻の如き斷々乎として之に反抗せざるを得なかつたのである。

(註)

1. Bismarck: Gedanken und Erinnerungen, II. Bd. S. 242—S. 243.
2. von Sybel: Die Begründung des Deutschen Reiches, II. Bd. S. 208.
3. Die Dannepolitik am Berliner Hof, 1850—90, S. 60—S. 82.
4. Die Grosse Politik, III. Bd. S. 59.
5. Die Dannepolitik, S. 24 f.; S. 32—S. 39.
6. Ditto S. 28—S. 29.
7. Ditto S. 24.
8. Ditto S. 43—S. 48.
9. Ditto S. 51—S. 52. Foschinger: Kaiser Friedrich, S. 304—S. 305.
10. Die Dannepolitik, S. 57.
11. Ditto S. 61.
12. Ditto S. 70—S. 74.
13. The letters of Queen Victoria, Vol. I. p. 87.

二 ビスマルクの海權擴張策と後宮の影響

ドイツは其の神聖羅馬帝國時代、將た又其のドイツ聯邦時代の領土に就いて之を見るも、尙ほプロシア一國に就いて之を見るも、其の海岸線は比較的短かく、又其の海岸に良港灣、良軍港と稱すべきものが極めて少ない。

是に於てか海岸の屈折に富み、島嶼羅布して、其の間に、キール Kiel フレンスブルグ Flensburg の良港灣を藏する丁抹領自治邦シュレスウイヒホルスタイン Schleswig-Holstein (人民の大部はドイツ系である。)を見ては、民族統一の雄志を懷くプロシア、將た又宏圖全歐を蔽へるビスマルクの垂涎方に禁じ得ざるところのものがあつたであらう。

折節一八六三年にデンマルク王フリードリヒ七世が殂落しグリュックスブルグ Glücksburg 公クリスチャン九世がロンドン議定書の趣旨に基いて、新たにデンマルクの王位を履み、而も前王の勅令を其の儘にシュレスウイヒホルスタインを分離して、シュレスウイヒを悉くデンマルクに併合すべき旨を承認した。

此の事たる確にシュレスウイヒの分離併合を否認せるロンドン議定書の趣旨を蹂躪せるものであつて、兩公國民の奮起は更なり、兩公國に當然の權利を有する如く信せられた、アウグステンブルグ Augustenburg 公フリードリヒ八世の奮然として立つに至つたのも、固より當然の事たるやうに思はるゝ。

斯かる機會に乗じてビスマルクはそが實力で以て海權の擴大さては民族統合の素志をも貫徹させやうと企てたが如く、彼のデンマルクが公然如上の非違を斷行せる後、ウイールヘルム王に對し、「余は王をして王の近代の祖先の何れもが——王の兄をも除外せずに——國家に對し、増地を得たことを想起

せしめた………王の同一事を成すべきことをも勸奨した。「云々と述べたことが、ビスマルクの記せる回想録の第二卷^①に現はれてゐる。是れ明かに兩公國方面の獲得を慫慂してゐるものと見ることが出来るのである。

ビスマルクは人も知る歴然、小獨逸主義の完成を目當に進んでゐたので、従つて兩公國を占領せる後は全然之を擧げてプロシヤ國の領内に併合し、進んでは海權擴大、民族統合の實をも達成せんと企てゝゐたがやうで、アウグステンブルグ公を主宰者に中位の國をプロシア以北に起さうと云ふが如きは全然其の豫想するところでは無かつたのである。

況んや彼れビスマルクは一八五二年アウグステンブルグ公フリードリヒ八世の父たるクリスチアン・フリードリヒ・アウグスト Christian Friedrich August の相續權辭退に對し、直接斡旋の勞を執れる當事者であるから、今更ら、アウグステンブルグ公の出馬を促して新たな、中位國の君主たらしむやうなことは萬々無い筈であらう。

さて此の際プロシア王ウイヘルム一世は果して如何なる態度を以て兩公國に臨んだものであらうか。

王は夙に英國に遊んで立憲自由の雰圍氣に養はれたのであるが、後、攝政となり更に王たるに及んでは、プロシアの地位と實相とを善く／＼考察し、將來のプロシアは何うしても、ドイツ民族統一の

第一線に立たねばならぬことを自覺し、換言すれば小獨逸主義の希望を飽まで達成せねばならぬと覺悟し、これが爲には自由の傾向をも壓迫して顧みるところ無からんとし、特にビスマルクを宰相に登用してよりは斯かる傾向が愈々以て甚しからんとするに至つた。

斯かる點より考察すれば、彼のビスマルクがデンマルクを壓迫して、ドイツ民族の占據せる兩公國方面を略取し、一は以て海權の獲得を計り、他は以て民族統一の促進に資せんとしたのは、王の所期するところから考ふるも、固より當然の處置たるを疑ふべきでは無いのである。

しかも事實ウイールヘルム王は兩公國の方面に對し、敢て其の權利の擴張を庶幾するやうなことは無かつた。

即ちビスマルク回想録の第二卷に、「デンマルクの王位の紛亂せる問題をも詳にすること無く、嘗て王はホルスタインに何等の權利をも有たぬと固執した。アウグステンブルグ系は何等の權利をも持たぬ。……との余(ビスマルク)の非難も王に對しては何等の印象をも與ふるには至らなかつた。」云々と云ふてゐるのに依つても、這般の消息を窺ひ知ることが出来るであらう。

實に此の事たる王の從來の方針に對し、著しく矛盾せるものがあるやうに感せらるゝ。

果して然らば何等の理由が王をして期かる方針に出でしめたであらうか。此の點に就いてはジーベルの獨逸帝國創建史 Von Sybel: Die Begründung des deutschen Reiches 等にも充分な説明を與へて

は居らぬ。

余輩の考ふるところに依れば、是れ蓋し王妃アウグスタ並に王太子フリードリヒの夫妻を通じ英國の干涉壓迫が頻りとプロシアの上に加へられ來つたが爲であらう。

王后アウグスタの固より民族統一の傾向に富んでゐたのは既に前にも述べた通であるが、元來がワイマルの自由な雰圍氣に養はれたゞけあつて、同じ民族主義を行ふにせよ、自由な高潔な手段を執るを忘れてはならぬと云ふのである。

さればこそビスマルクの考に出づる武力に依つての兩公國の併合、さては海權の擴大と云ふやうなことが、如何に王后の喜ぶところとならなかつたか。又斯かる考に賛せんとする王の意向が如何に王后の拘制するところとなつたか、蓋し想像に餘あるところのものであらう。

尙ほ回想録の第二卷^③に、「王が其の王后の自由主義的影響の助力の下に、彼の本營(英國)に連絡を得るに至つた其の結びの絲を弛めんとするのは、一八六四年に於ては尙ほ且つ多大の難事たるを失はなかつた。」云々と述べてゐるのは、王后を通じて間接に加はる英國あたりの影響の中々大なりしことを想像せしむる。

況んや當時、英國の外相たりしパーマーストン Palmerston は、デンマルク其の者を弱めずにバルト海の門口を扼してドイツやロシアに當らしめやうと考へてゐたので、^④ビスマルク一派の兩公國併合

の政策には百方、方策を講じて怠るところが無かつたやうに推想せらるゝ。

尙ほ此に注意すべきは王太子夫妻のことであるが、勿論王太子夫妻と雖も民族主義や國權主義の影響には浴してゐる。さり乍ら、國權を張り、國威を擴張するには自由な高潔な政策に頼らうと望んでゐる。さればこそ彼のビスマルクの企圖せるがやう、兩公國の併合と海權の峙立をば兵力に依つて完成せしめやうと企つるが如きことは、彼等の斷乎、唾棄して憚らざるところのものであつたであらう。従つて王太子フリードリヒがビスマルクの外交を非難し、暴力的且つ無責任であると罵つたのも、^⑤誠に事實しかりやうなやうに思はるゝ。

加之、新に公位に備つたアウグステンブルグ公フリードリヒ八世は義務に忠なる紳士として、將又英國皇女ヘレナ Helena (グイクトリア) (女皇の一女) の義兄として (別表系譜參照)、夙に英國の王室に氣受が善く、將た又プロシアの王太子夫妻にも親交のあつたことは、例の「貴婦人の政略」やステルンの「歐洲史」にも明記せられてゐる。^⑥

其の上、公は兩公國の正當な支配權をも有するやうに考へられ、旁々英國やプロシア王太子夫妻に於ても兩公國に於てのアウグステンブルグ公の擁立に全力を傾け、自づと彼れビスマルクの政策に反對の態度を執るやうになつたのである。

更にウィルヘルム王自身としても、公フリードリヒ八世は嘗てプロシアのボン大學に學び、プロシ

アのホーエンローエ・ランゲンブルグ Hohenlohe-Langenburg 家の女を娶り、己が太子フリードリヒの、同じ大學に於ける親しき友達であつた關係上、情誼に厚き國王の素志は只管に此のアウグステンブルグ公を擁立せんとするにあつたがやうである。

斯くて「ビスマルクを葬れ」の叫が頻りと、後宮の門を漏れ、只管に王のビスマルクの意見に參せんとするを妨ぐるやうになつたのは、容易に想像し得べき事實であらう。

「貴婦人の政略」に、「デンマルク王の殞落後、余(ビスマルク)は直ぐ兩州の獲得を志した。併し之を敢行するは中々の難事であつた。凡ゆるものは自らに反對であつた。墺國、諸小邦、朝廷内の貴婦人自由黨、英國人は等は皆反對であつた。ナポレオンのみは反對で無い。王と雖も我が言を用ひんとはせられなかつた。」云々と述べ、又、回想録の第二卷に、「假令、國王がアウグステンブルグ公を放棄せんと考へても、王后、王太子夫妻、ドイツ各朝廷さては、當時ドイツの輿論を形くるべく想像さるる人々の反對は、王の一身に對し影響無きを得なかつた。」云々と叙してゐるが、又以て當時に於ける輿論の趨勢を卜することが出来るであらう。

事情斯くの如くであつて、苟くも外交の首班に立つビスマルクも大に困難を極むるに至つたのは無論であらうが、兎に角アウグステンブルグ公の問題は暫らく之を不問に附し、取敢へず、一八五二年倫敦條約に關係ある普墺兩大強で以て、(ドイツ聯邦としては關係を持たぬ)該條約から脱退を宣せず

に却て其の當時デンマルクの引受けた同國の義務を實力で以て勵行さすることになつた。即ち兩公國の不分離の自治國たるを嚴守させやうとするに至つたのである。

斯かる方法にはウイールヘルム王とて勿論反對すべき何等の理由も無い。後宮に於ても同様抗言すべき何等の筋合は無い。又、列強とても、ドイツ聯邦とても何等不平不満を表白すべき必要は無いのである。斯くて一八六四年正月にはデンマルク對普墺兩國の戦が開かるるに至つた。

此の際ビスマルクがプロシア王を勸めて其の聯邦内の強敵、オーストリアと事を共にせしむるに至つたに就ては、國內にも可なりに手痛く其の失態を攻撃するものも出たのであるが、余輩の信ずるところでは、此の際若し、プロシアがオーストリアを除外して、單獨に兩公國の問題に干與するやうなこともしなつたなら、兩國共にもとの倫敦條約に關係を有する理由から、オーストリアは憤然としてプロシアの失體を咎めて戦を開くであらう。のみならず、當時プロシアは軍備擴張後日尙ほ淺く、未だに實戦の試鍊をも経過して居らぬやうな次第であり、旁々オーストリアと提携して兩公國の問題に干與するを寧ろ有利なことと考へたが爲であらう。

さて普墺對デンマルクの戦争に於て、プロシアは、間接また直接に英國からは勿論、本國の後宮からも可なりに手痛い干涉を蒙り、容易くビスマルクの積極政策に突進むことが出来なかつたやうに思はるゝ。

併し戦も順調に進み、又ビスマルクの勸奨も切りであつた結果、プロシア王の決心も大に固まり、遂に一八六四年五月王自らより在英プロシア大使ベルンストルフ Bernstorff に宛てた書簡に「キール港を以てプロシヤの要塞たらしめぬと云ふやうな意見には極力反對すべきである」と云ふやうな意味合を述べてゐる。^⑩

又一八六四年四月三十日にプロシア王から英國女皇に宛てた書状には「聯合軍の全勝に進みつつある今日、余が武門の名譽に相應はしき基礎に於て和を講せねばならぬ。」(…though only upon bases which I could accept with honour to my arms, now in the full career of victory.) 云々と述べてゐる。

形勢實に斯くの如くであるので、一八六四年五月十一日にプロシア王太子妃から、生母ヴィクトリア女皇に宛てた書翰に、「ベルリンに於ける民衆は、妾がドイツ軍の成功に對し不快に感ずるならんなど流言す。」^⑪と記して居り、後宮一派の勢力が日にく凋落に瀕しつつあるを如實に物語つてゐる。

斯くて一八六四年十月三十日のヴィーンの講和條約で普墺兩國はデンマルクをして、シュレスウイヒホルスタインは勿論ラウエンブルグ Lauenburg をも正式に兩國に割讓せしむるに至つた。

其の後、ビスマルクは普墺兩國で獲得せる共有産シュレスウイヒホルスタインを出來得べくんばプロシアにのみ併合して、海權の進展を促し、進んでは其の畫策せる小獨逸主義に有終の美を齎さうと

企てたがやうである。

處が如何にせん。英國ではヴィクトリア女皇を始め、宰臣全般の意向が依然としてアウグステンブルグ公の擁立に傾き、従つてイギリスに縁故を有するプロシア王太子夫妻の意向も同じく公の擁立に全力を傾倒し、是れが爲めビスマルクの執れる積極政策には露骨なる憤懣の態度を示すに至つた。

(此の間の消息に就いては「貴婦人の政略」等を参照して之を知るべし。)

即ちヴィッツム伯の回想録に、「プロシア王太子妃は現下、プロシアの政略方針（輿論を無視して兩國を併有せんとする政策）が、彼の女の子供等の將來に齎すであらう危険に就いて恐を懷いた。王はビスマルクに左右され、自分等夫妻が如何に諫を納れても却て之を疎んずるだけであると悲んだ。」云々と記してゐる。

是に於てか後宮一派の反ビスマルク運動、將た又アウグステンブルグ公擁立の運動は日を遂ふて益々昂進の有様であつて、流石武勳に誇れるウイルヘルム一世も形勢如何とも爲し難きに至つた。のみならず佛墺兩國の態度も未だ俄に樂觀を許すべからざるものがある。

さればこそ聰敏なビスマルクは早くも巧なる方向轉換を演じ、其の得意とせる實際政略に依つて、王に勧め遂にオーストリアと一八六五年八月十四日の所謂ガスタイン (Gastin) 協商を締結し、ラウエンブルグをプロシアの専有に委し、兩公國に就いては共有分治の主義に基いて、シュレスウイヒの爲

政は之をプロシアに、ホルスタインの夫れは之をオーストリアに夫れ々々委任分掌せしむることとなし、アウグステンブルグ公の擁戴は事實取り止めの姿となるに至つたのである。

何にせよ此の際に於けるプロシア王の態度は良々もすれば決斷を缺き、其の上四圍の狀勢殊には後宮の勢力に左右され、一時、民族統一の大方針に少なからず支障を來したがやうである。が、兎に角之を大局から見て、其の懷抱せる小獨逸主義の根本精神は終始一貫、何等動搖を感じなかつたもの如く、此の點尠なからずビスマルクと肝膽相照らし、彼れをして其の所信に猛進せしむることが出來たやうに考察せらるゝ。

(註)

1. Bismarck: Gedanken und Erinnerungen, II. Bd. S. 7.
2. Ditto: II. Bd. S. 12.
3. Ditto: II. Bd. S. 12.
4. The Cambridge history of British foreign policy, II. p. 323—p. 324.
5. Die Damapolitik, S. 92.
6. Ditto, S. 96; Stern: Geschichte Europas, IX, S. 339.
7. Stern: Geschichte Europas, IX, S. 339.
8. Die Damapolitik, S. 94—S. 95.
9. Bismarck: Die Gedanken und Erinnerungen, II. Bd. S. 14.

10. Ditto, II. Bd. S. 21.
11. Bismarck, Die gesammelten Werke. IV. S. 443.
12. The Letters of Queen Victoria, vol. I. p. 180.
13. Ditto, vol. I. p. 188.
14. London, Gastein und Sadovra; Denkwürdigkeiten von K. F. Graf Vitzthum, S. 71.

三 普墺開戦と後宮の影響

一八六五年八月十四日の所謂「ガスタインの協商」に於ては普墺兩國が互に共有地たる兩公國の治を分ち、普は主としてシュレスウイヒを、墺は主としてホルスタインの監掌に任ずることとなつた。

が併し乍ら、ビスマルクの意中では普墺兩國の争は早晚必ず避け得られざるものと信じ、即ち「ドイツ二元主義の時計は各世紀毎に必ず一回は戦争に依つて是正されねばならぬ。」と信じ、ガスタインの協定も要するに暫定的の取極めに外ならぬものと宣言し、只管戦争の準備に力を致すことになつた。爲にビスマルクは一八六五年十月三日から十一月一日に渉る所謂ナポレオンとのピアリッツ Biaritz の會商に於て、彼をして普墺の役に中立を守り、又伊普同盟の成立に對して助力を惜まざるべきを約諾せしめたがやうに思はるゝ。

彼のマクス・レンツの「ビスマルク史」Max Lenz: Geschichte Bismarcks にも云へるやう「此の際ビスマルクはオーストリアをして、プロシアはオーストリア以外に朋友あるを認めさせやうとした。」

云々と云ふてゐるのは聊か鑿ち過ぎたがやうにも感ぜらるれど、漸次開戦の方途に向つて其の歩を進め來つたことは蓋し大體から見て、過の無い事實であらう。

是に於てかオーストリアの人民は大に激し、彼のアウグステンブルグ公擁立の論議も又もや其の氣勢を昂むるに至つた。

廳がて一八六六年一月兩公國の有志の輩は公を擁して兩州の獨立を計らうとし、而かもホルスタイン駐在のオーストリア總督フォン・ガブレンツ von Gublenz は徒らに傍觀座視して鎮定の方策を執らず、密に之を聲援するかの模様が見えた。斯くする中、ホルスタインの民人は遂にアルトナ Altona の寺院に集つて公の隆昌を祈り、引續いて兩州人民の相續問題協議の會に移り氣勢頻に隆んなるものがあつた。

ビスマルクはオーストリアの斯かる態度を以て兩州共有の主旨に背くものなりと難じ、之を以て普墮開戦の口實を作り、一舉兩州を併せてオーストリアを壓迫し、進んではプロシヤ中心の民族統一に資せんとしたのは實に用意周到なる謀略なるを偲ばしむるものがある。(此間またイタリアと提携して攻守同盟を締結し、以て必至の普墮戰役に備ふるところのあつたのは世にも周知の事實である。)

さてビスマルクの斯かる開戦促進の謀略に對しては轟々たる輿論の反撃を生むに至つた。即ち絶對平和を標榜して中流社會に根據を置く進歩黨 Fortschrittspartei、國權振張には贊するも兄弟戰 Bruder-

Krieg の悲惨事を痛撃する保守黨の一派、さては舊教的オーストリアとの戦を回避する「ライン」舊教派、是等は共同聯盟の戦線を張つて、ビスマルクの政略に痛撃を與へた。しかも穩健な自由黨と保守黨の一派は依然としてビスマルクの政策に共鳴の態度に出たのである。

尙ほ此の間に在つてビスマルクの小獨逸主義に滿腔の賛意を表せるウイルヘルム王は、そも如何なる態度を執つたであらうか。

實にや王は此の千載の好機に際して、尙ほ四圍の狀勢に餘りに大なる顧慮をば拂ふた。即ち王は之を外にしては英佛露諸國との葛藤を恐れ、之を内にしては兄弟戰の暴舉に於ける首動者と罵らるゝを恐れ、殊にはまた如上諸黨の反抗、さては後宮一派の躍動に制せられて、心ならずも疾風迅雷の壯舉を演ずることが出来なかつた。

此の後宮の躍動に於て第一に注意すべきは、既に前にも述べたフリードリヒ・ウイルヘルム四世の王后たりしエリザベスの影響である。后は一八六一年其の夫君を失ひてよりは世を避けたる宮中の閑居わびやまひに寂しき月日を送りつつあつたものの陰然たる勢力は後宮を壓し、而かも其の妹たるマリエはサクソニヤ王フリードリヒ・アウグストに嫁し、他の妹ゾフィエはオーストリア太公フランツ・カールの娶るところとなつて、墺帝フランツ・ヨゼフを生み、エリザベスの所爲は直接間接にプロシヤの外交に影響して歐洲諸國の注目を惹起するに至つた。殊に后自ら當時の墺帝の實の伯母に當る關係上、又、オー

ストリアの己が内心の信仰に等しき羅馬舊教を奉ずる關係上、取も直さずオーストリアに滿腔の好意を示し、後宮での反ビスマルク派の頭目たる王太子妃ヴィクトリア等と通謀して對墮宣戰に猛烈な反抗を試むるに至つた。

「貴婦人の政略」に依ると、此の際^⑧「前王后エリザベスはウイルヘルム王に質問を發し、オーストリアに對する伊普兩國の攻勢同盟は、果して既に存立せしものなるや否やに就いて聞き糺し、ウイルヘルム王の答辯に基づいて密に之をフランツ・ヨセフ帝の母、即ち己が妹ゾフィエに通告した。」ことが歴然と記されてゐる。

當時に於けるウイルヘルム王の答辯に就いては何等記するところは無いが、少くとも同書に見ゆるが如き斯かる事實がウイルヘルム一世の行動を阻害し、延いてはビスマルクの運動にも可なりの障害を齎すに至つたことは、蓋し疑無き事實であらう。

次にウイルヘルム一世の王后、アウグスタは前にも云へるがやう、民族統一を成すに高潔自由の政略を用ひやうとし、ビスマルク其の人の所謂「力を以てするプロシア中心の民族主義」には飽まで反抗せざるを得なかつた。

「貴婦人の政略」に依るに、『此の際、アウグスタ后は先の外相であつて王ウイルヘルムの攝政時代から大なる信任を得てゐた、而かも當時は致仕して閑職に在りたるシュライニッツを煽動して書を國王に

捧げ、極力、ビスマルクを非難せしめた。曰く、「陛下の聰明は人の善く知るところ、而も一般の信頼を崇敬とは陛下に向つて注がれてゐる。然るにビスマルク伯は陛下の最も高潔なる言詞を自國に對して效果無きに終らしめ、其の權謀に富む政略はプロシアをして遂に列國の信望を失はしむ。斯くて西歐列強との融和は、今や全く畫餅に歸し了らうとしてゐる。若し夫れ骨肉たる普墺兩國にして相争はば、フランスは必ずや之に乗じて自家の利を開拓するに至るであらう。」云々と述べて居り、宛としてシュライニッツのアウグスタの代辯者たりしを髣髴たらしめてゐる。

次に注意すべきは王太子妃ヴィクトリアであつて、妃は先にも述べたがやう、其の生父たるアルバート親王並に生母たるヴィクトリア女皇の感化を受け、自由な而かも高潔な精神を以て外交の基調となし、進んでは同一傾向を持てる夫君フリードリヒを動かし、更にまた其の里方なる英本國と通謀して、盛に暗中飛躍を試み、以て一八六四年デンマルク戦役前後に於けるビスマルクの外交的活躍を阻害するに至つたことは既に前にも述べた通りである。

さて一八六六年シュレスウイヒホルスタインの問題が高潮し、暗雲頻りに徂徠するに當つて、英國に於ては、自由黨の領袖ラッセル卿 Lord Russell が内閣の首班に列し、賢才、クラレンドン Clarendon が外相の地位にあり、何れも自由主義を標榜してビスマルクの國權主義に反對の意を表明することになつた。

蓋し兩公國をデンマルクに保留せしむることは、既に／＼之を望み得ざるものとなりするも、アウグステンブルグ公を推戴して兩公國の君となし、以て獨立の中間國を造り、獨露兩國の進出を妨げさせやうと計つたのは、固より英國の傳來の方針たるべく想像し得らるゝ。

況んや、英女皇ヴィクトリアの四女ヘレナ Helena はアウグステンブルグ公フリードリヒ八世の弟クリスチアンに配してゐる。(別表系譜參照) だから、英女皇ヴィクトリアの私情を以てしても、公の擁護に傾くのは固より其の處であると思はるゝ。さればこそビスマルクのオーストリアを壓服して兩公國を自らに加へんとするのは固より英國の反抗して止まざるところである。

事情斯くの如くであつて見れば英國が率先、高潔自由の外交策を振り翳し、しかも其の代辯者を以て自認するプロシヤ王太子フリードリヒや其の妃ヴィクトリアを動かして、ビスマルクに抑壓を加へ進んではウイヘルム王の態度に大なる拘束を加へんと計つたのも寔に當然であるやうに思はるゝ。

「貴婦人の政略」^⑤に依るに「一八六六年初春、英女皇ヴィクトリアは書をウイヘルム一世に送り極力、オーストリアとの慘劇を避くべく、ビスマルクの忠言は極力之を排除せよと進言した。太子妃ヴィクトリアも亦、遙に英女皇に應じ内部より盛に躍動してビスマルクを陥れやうと計つた。妃は其の卓越せる理解力に於て夫君に勝ること大、而かも理想的にして情愛に富める夫君も亦妃の斯かる特質を承認し、且つ彼の女に對する愛もて充たされ、唯々諾々、妃の命にのみ従つたと傳へてゐる。妃は

斯くして其の夫君を操縦し、更に王后アウグスタと通謀し、尙ほ前后エリザベスとも握手し、且つは妹アリス Alice 即ちヘッセン・ダルムスタット公の妃をも動かし、義理の弟たるバーデン太公妃ルイゼ Louise とも通謀し、茲に空前の活躍を開始するに至つた。」(大意所採)(別表系譜参照)云々と記してゐるが、這般の消息を窺ひ知るに充分であらう。

其の後、英國の活動は愈益加はり來つた。一八六六年三月二十八日英國女皇ヴィクトリアよりプロシア王太子妃に宛てた書狀に、「我が政府が兩公國人民の意向に反し、(アウグステンブルグ公を斥け)、プロシアの兩公國併合に賛するが如き行動あるは、深く之を惜まざるを得ぬ。」云々と述べ、婉曲にビスマルクの政策を、攻撃してゐる。

恐らくは斯かる英女皇の考がプロシア王太子夫妻を動かし、間接にウイールヘルム王やビスマルクの行動を掣肘且つ阻害するに至つたものであらう。

總がて一八六六年三月二十八日コーブルグ公夫人アレクザンドリン、Alexandrine, Duchess of Koburg から英國女皇に宛てた文書には、「ビスマルクは外國からプロシアに宛てた勸告狀を王に示さずして、其の儘自己の目的を到達するに汲々としてゐる。最大嚴峻なる警告はプロシアに對して申送られねばならぬ。」云々と論じてゐるが、事實ビスマルクが英國あたりの勸告狀を排除湮滅するに多大の努力を傾倒しつゝあつたことを想像せしむる。

由來ウイールヘルム一世は前述の如く、プロシア中心の民族的統一に於てビスマルクと全く同意見なれど、國內に於ける諸黨の反抗且つは對外關係の危機に悞を懷き、さては後宮一派の壓迫に、中々に其の對墮宣戰の態度を決し兼ね、殊に必至の勢にある兄弟戰に首動者の惡評を得ざらんことに充分な注意を拂ふてゐたのであるが、其の間彼れビスマルクは頻りと王に迫つて開戰の方途に之を驅り立てたことは、一八六六年四月四日プロシア王太子妃から英女皇ヴィクトリアに宛てた書中、「彼の邪惡なる人（ビスマルク）の大なる能力を以て善良なる事を阻害し、而も其の際自家の目的に供用すべく、凡ゆるものを變化し、作爲し、戰爭の方途に向つて促進することの無いやうな日とは一日も無つた。」云々と述べてゐるのでも解かる。

さて一八六六年三月の頃、ウイーン政府は突如武裝の解除を相互共に行はんことをベルリン廷に提議し、開戰の首動者たらんを恐るるプロシア王は勿論之に賛意を表したのであるが、當時の趨勢を開戰の契機たらしめんとせし彼れビスマルクは尠ならず失望の感を禁ずることが出来なかつた。

ところが、オーストリアは常に北方、プロシアに直接接壤せる方面で武裝の解除を行はうと云ふのであり、南方で之を行はうとするのでは無い。さればオーストリアは南方イタリヤ方面で瞬息の間に解決を齎し、直ちに兵を北方に轉せんとする風にも窺はれたのでウイールヘルム一世王の怒は激發し、四月の末迅速に動員を了し、オーストリアを以て戰の首動者となし、斷乎戰を宣するに至つたのであ

要するにウイールヘルム王とビスマルクとは其の根本目的に於て自ら相通ずるところがあり、加ふるに熱心なビスマルクの慫慂と偶然なオーストリアの積極態度とが相依り相俟つて、茲に王をして斷然民萬障を排し族統一の大業に猛進せしむるを得たのである。

畢竟統一事業の成功の根柢には厚きウイールヘルム王のビスマルクに對する信賴の念の存在するありしを否定すべきではないのである。

(註)

1. Bismarck : Die gesammelten Werke, IX, S. 51.
2. Max Lenz : Geschichte Bismarcks, S. 256—S. 257.
3. Die Damenpolitik, S. 99.
4. Ditto, S. 99—S. 100
5. Ditto, S. 99.
6. The Letters of Queen Victoria, Vol. I, p. 311.
7. Ditto, Vol. I, p. 312.
8. Ditto, Vol. I, p. 314.

四 ハノーヴァー問題と後宮の影響

一八六六年七月サドワの戦後、オーストリア軍の闘志全く盡き、善墺兩國間に講和の氣運が動き初

め、遂に其の結果七月二十六日の所謂ニコルスブルグ Nikolshurg の休戦條約とはなり、茲に始めて平和の終結を見るに至つたのであるが、其が平和の折衝中、プロシア後宮に關係ある事項は何と云ふてもハノヴァーに關する夫れであつたと言はなければならぬ。

ビスマルク回想録第二卷に傳ふる①ところのウイルヘルム一世の講和條件中、戰爭中の敵たるハノーヴァー、クールヘッセン Kurhessen ナッサウ Nassau 等はマイニンゲン Meiningen の君主を取り代へさせやうとするの一項がある。後にはまた此の提案に修正を加へて、如上各國の一部宛を懲罰的に取上ぐべしとの意見を述べてゐる。

而かも之に對するビスマルクの見解は回想録の第二卷に掲げてあるが、之に依ると、「ハノーヴァー、ヘッセン等諸小國の一部宛を制取すると云ふことは、其等諸小國の君主をして却て回復の欲望を懷かじめ、是等割讓地域の人民を煽動するとか、外國の力に依つて、原所有地の復舊を計るとか、事態の極めて重大なるものあるを思はしむる。故に一部を取るは全部を取るに如くは無いと進言した。」云々と記してゐる。

もと／＼民族統一の素志に於ては毫も異なるところの無い王のことであるから、善くビスマルクの意を汲み、遂に七月二十六日の所謂ニコルスブルグ休戦條約中にも、ハノーヴァー其他の併合のことを附け加ふるに至つた。(八月二十三日のブラーグの本條約では明に之を決定してゐる。)

抑も此のハノーヴァーは英國の王室に密接なる關係を有し、ハノーヴァー併合の噂に就いて英國の心配は段々と加はり來つて、休戰條約を本條約にて修正せしめんとの意圖か、一八六六年七月三十一日にダービー伯 Earl of Derby からヴィクトリア女皇に宛てた書信では「余はスタンレー卿 Lord Stanley をシロフタス卿 Lord Loftus に次の如く言はしめた。——プロシア王に次の如く進言せよ。英國女皇陛下及び陛下の政府は陛下に關係深き、英國王室の發祥地であるハノーヴァーの没落を深き心痛無しには眺むることが出來ぬ。……………又英國女皇陛下はプロシアがハノーヴァーを遇することに於ても寛厚ならんことを望む。」(大意所收)云々と述べてゐる。

斯かる英國の態度が又必然的にプロシヤ王太子妃に影響ありしことは、「貴婦人の政略」に、「英國の朝廷に甚深の影響を與へたハノーヴァーの運命は、またポツダム殊に王太子妃に於て痛切に感ぜられた。」云々と記してゐるのでも解かる。

ハノーヴァー問題の結末に就いてプロシヤ王太子妃の失望はさること乍ら、其の夫君たるフリードリヒの態度は如何なるものであつたか。

そも開戰當初フリードリヒは烈しく之に反對したものであるが、自ら第二軍の長としてサドワの戰にオーストリア軍の右側面を衝きし爲、善く赫々たる光輝をプロシア軍の側に齎すことが出來たのである。

事情斯くの如くであるから、其の後太子の意見は段々と積極的に轉回し來り、彼のポツシンガーの「フリードリヒ帝」に依るも、『ニコルスブルグの休戰條約前、ドイツ問題の將來に就いて論議の醸された折、太子フリードリヒは、「余が父はドイツ國王の尊稱を受取らねばならぬ。」と云ふたが、之に對してビスマルクは「さすればドイツに於てハノーヴァー、ザグゼン等、他に王號を稱するものは之を如何にすべきや。」と詰つた。ところが太子は即座に答へて、「其の場合等諸王は又もや公の稱號を執るであらう。」と云ふた。ビスマルクは、「併し彼等は夫れを欲せぬであらう。」と云ふたが、太子は答へて「彼等は欲せねばならぬであらう。』云々と云ふた。』とある。

事情斯くの如くであつて見れば、ハノーヴァーの地位の引下げらるると云ふことに就いて太子フリードリヒとしては、正面からビスマルクの期望に反對し得なかつた譯合である。

とは云へ、ビスマルクの王に對して懲憚する如く、ハノーヴァーを全然プロシアの領域に編入せんとすることに對し、フリードリヒ自ら之を默認せんとせしものであらうか。

ビスマルク回想録の第二卷^⑥を見ると、王はハノーヴァー等の併合に就ては、ビスマルクの説に聽くも、王のオーストリアから割地を得んとするに對しては、ビスマルクが烈しく反對し、兩者の關係は方に決裂に瀕せんとしたが、(註、大目的では兩者の一致せること無論である。)此の際太子フリードリヒはビスマルクの肩を持ち、「余はこの戰に反對したが、閣下は責任を以て其の必要を叫んだ。而して今や閣下

は目的既に到達して平和の即刻締結せらるべきを云ふ。此の場合余は閣下を助けて、父王の意向を變ずるやうに力を致すべし。」云々と云ひ、遂に父王をしてビスマルクの意に従はしめた。』と記してゐる。

従つてハノーヴァーの併合に就いては、太子は少なからずビスマルクの意に近づき來つたやうに考へ得るのであるが、外面は兎に角、内心に於ては英の代辯、王太子妃ヴィクトリアや、其の本宗たる英國の影響を蒙り、ハノーヴァーの境遇に對しては可なりの同情を傾倒してゐたやうに推想せらるる。

「貴婦人の政略」を見るに「ハノーヴァーのミュンスター伯 (Chief Minister) がビスマルクを訪ねて、ハノーヴァー併合の決意の極めて固きものあるのを見、轉じて之を王太子宮に訴へた處、太子宮を擧つて激昂状態を現出した」と記してゐる。斯かる事實は取も直さず如上の形勢を極めて的確に物語るものではあるまいか。

殊にニコルスブルグの休戰條約で、シュレスウイヒルスタインが全然プロシアの獨占に歸し、果てはアウグステンブルグ公フリードリヒ八世の擁立も何時しか、忘れ去られやうとしたことに就いても、王太子夫妻は大に氣の毒に思はれたらしく、一八六六年十月八日のフリードリヒ八世に宛てた書簡^⑧で、「今日の如何なる事情にも係はらず、ヴィクトリア (太子妃) と予とは貴下に對する愛情に於て替はるところは無い。吾人の古き友誼は今尙ほ決して何等の消耗をも何等の破壊をも受けては居らぬ。」

云々と云ふてゐるのは、公の非運に同情の意を表して、慰撫の情を懇切に披瀝してゐるものと推定すべきではあるまいか。

兎に角併し乍ら、プロシア王太子フリードリヒの戦後に執り來つた方針を見ると、内心は兎に角として、外形上にはビスマルクやウイヘルム王の積極政策に漸次近づき來つたことは疑無く、之が爲め、流石從來、反ビスマルクの主義を誇つてゐた王太子妃でさへ、一八六六年八月十日英國女皇に送つた書簡で、「妾は妾が一箇のプロシア人であることを忘るることも出來ないし、又忘るることも欲せぬのである。吾人は既に大なる犠牲を拂ふた。そして吾が國民は是れが犠牲の無益ならざるべきを豫期するのである。』云々と述べてゐるので、段々と其が態度の積極的に傾き來つたことを推想するのである。要するにハノーヴァー問題に就いては、彼れビスマルクの執り來つた積極主義が、皇太子妃や英國方面から可なりに大なる反對を招いたにも係はらず、王ウイヘルムの庇護は固より、後には自らなる推移上、王太子フリードリヒの保護をも得て、遂に其の目的とするところを達成し、漸次、民族統合の大方針に向つて幕進することが出來たのである。

(註)

1. Bismarck: Die Gedanken und Erinnerungen, II. Bd. S. 43.

2. Ditto, II. Bd. S. 53.

3. The Letters of Queen Victoria, Vol. I. p. 362—p. 363.
4. Die Damenpolitik, S. 109.
5. Poschinger: Kaiser Friedrich, S. 230.
6. Bismarck: Die Gedanken und Erinnerungen, II. Bd. S. 53—S. 54.
7. Die Damenpolitik, S. 108
8. P e s h i g e r: Kaiser Friedrich, S. 231.

五 結 語

シュレンスウイヒルホルスタイン問題發現の當初から、ニコルスブルグ休戦條約締結の當時に至るまでドイツの雄邦プロシアの外交は常に錯綜せる障害を排し、一意孜孜として小獨逸主義の達成に猛進するに至つたのであるが、斯かる偉業の、力量才識の非凡な彼れビスマルクに負ふところの多かつたのは敢へて茲に贅するの要を見ぬのである。

彼のグーテ^①の「十九世紀の歴史及び歴史家」に依るに、「彼れレスラー Rosler が史家ジューベルの名著「獨逸帝國創建史」V. Sybel: Die Begründung des deutschen Reiches durch Wilhelm I. を評し durch は totz の字に代へらるべきである」と云つた「ことが、載せられてゐるが、事實。十九世紀後半紀に於けるウイールヘルム一世王の外交は只管に彼れビスマルクに依つて指導され、且つ引き摺られたるの觀を呈するのである。

とは云へ、當時西歐の何れの國たるを問はず、未だ以て完全に國民外交なるものが打立てられた譯では無く、禁廷外交の弊竇は可なりに深く、且つ多大なる影響を及ぼし、彼の帝王の一舉一動さては後宮内に於ける陰微の躍動が、常に大臣官僚の行動を束縛し、彼等をして常に民人の意志を代表せしむるを不可能ならしめたのである。

さすれば勿論ウイルヘルム王の行動に就いても時には熱烈な感情に制せられ、時には後宮一派の活動に禍され、爲にビスマルクを主腦とせる外交の運用にも多大の障害を及ぼすやうになつたのであるが、王の懷抱せるプロシヤ中心の民族統一主義は常に變らず、終始一貫ビスマルクと肝膽相照らして國權の發揚に努むることが出来たのである。

加ふるに王がビスマルクの勸奨や皇太子の斡旋より、全然ビスマルクと一致の行動を執り得るに至つたのは、ビスマルク回想録の第二卷に『王太子の斡旋で王が我意を斥け、只管に予(ビスマルク)の意に隨ふことも折々であつた。彼のニコルスブルグの休戰條約を締結した際にも、王の言として、「余(王)はビスマルクの言ふが儘に、早急和を成すを好まぬ。(若夫れビスマルクの言を用ひざれば彼の辭職を見ん。)しかも此の際ビスマルク公を失ふは不可能である。よりて之を太子に計つたところ太子はビスマルクの意に従ひ、余も亦、之に従はざるを得ぬやうになつた。』と述べてゐる。』と記してゐるのでも解かる。

更に又、「^⑧貴婦人の政略」に依るに、「普墮戰役前後、後宮一派や自由主義者の躍動が彼れビスマルクをウイルヘルム王から引離さうと努めた際、多少の障害はありたれど、善くビスマルクの立場を理解して、之を擁護せんと努むるに至つたのは、實にウイルヘルム王の恩義と信任の賜である。」と云ふやうな意味合を記して居り、王のビスマルクを信頼すること極めて大なるものがあつたのを表明してゐる。

さればこそ彼れビスマルクは其の死歿の前自ら碑銘を勒して、*Ein treuer deutscher Diener Kaiser Wilhelms I.* と述ぶるやうになつたのも寔に所以^{いは}あるやうに思はるゝ。

今や斯くの如く考察し來れば、小獨逸主義の完成、將た又ドイツ帝國の創立も、其の基くところは實に、ウイルヘルム王其の人とビスマルクとの融合提携の賜なるを、最も痛切に感ぜざるを得ぬのである。

(註)

1. Gooch: *History and Historians in the 19th Century*, p. 145.
2. Bismarck: *Die Gedanken und Erinnerungen*, II. Bd. S. 54.
3. *Die Damenpolitik*, S. 110.

(完)